

## 札幌市内における新幹線建設工事に係る建設発生土の受入希望者募集要綱

### 1 趣旨

平成 24 年に北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設工事が起工し、今後は札幌市内において北海道新幹線建設に係るトンネル掘削工事等による建設発生土（以下、「発生土」という。）の受入先確保が必要となります。

本要綱は、発生土の受入先（以下、「受入者」という。）の募集にあたり、必要事項を定めるものです。

### 2 応募要件

- (1) 札幌市内において、発生土の受入れが可能な土地を所有している方とします。ただし、以下に該当する団体等については応募することができません。
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるもの。
  - ・法人その他の団体等でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）のうち、暴力団員に該当する者であるもの。
  - ・受入申込地に暴力団又は暴力団員の所有地が含まれる箇所であること。
- (2) 発生土受入用地の面積は約 5,000 m<sup>2</sup>以上とします。
- (3) 法律や関係条例上、受入（埋立・盛土等）を行うことが可能な土地であり、事前に関係手続を必要とする場合は、手続完了済であること又は発生土の受入までにその完了が見込まれることを前提とします。
- (4) 新幹線建設工事の進捗状況に応じた発生土の受入が可能な土地であることとします。
- (5) 受入する発生土の土質指定はできません。
- (6) 札幌市の指導や関係法令等を遵守することとします。

### 3 発生土の概要

- (1) 予定数量：札幌トンネル（札幌市内）約 230 万 m<sup>3</sup>
- (2) 発生期間：現時点では未定
- (3) 発生土の状態：主にトンネル掘削土

#### 4 受入者の選定手続

##### (1) 受入希望者の登録

札幌市は、申請のあった受入希望者のうち、応募要件に該当する者を受入候補者（以下、「候補者」という。）として登録します。

##### (2) 候補者の紹介

札幌市は、登録した候補者について関係書類等を添え、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「鉄道・運輸機構」という。）に紹介します。

##### (3) 受入者の決定

鉄道・運輸機構は、札幌市から紹介を受け、候補者との協議および現地確認を実施した後に、受入者を決定します。

#### 5 申込手続

発生土の受入希望者は、次の書類を札幌市に提出してください。

##### (1) 申込書（様式-1）

##### (2) 同意書（様式-2） ※申込者と土地の所有者が異なる場合のみ提出すること

#### 6 その他留意事項等

(1) 各書類の提出部数は1部とし、受理後の返却はしません。

(2) 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。

(3) 札幌市は、今回の募集に関して知り得た個人情報について、募集の目的以外に使用しません。

#### 7 提出先及び提出期限

##### (1) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

まちづくり政策局総合交通計画部新幹線推進室

##### (2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

##### (3) 受付期間

随時（発生土がなくなり次第終了）

午前8時45分から午後17時15分まで

※但し、土曜日・日曜日及び祝祭日は除きます。

8 問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部新幹線推進室 担当：滝谷・佐藤

電話番号 : 011-211-2378

FAX番号 : 011-218-5112

E-MAIL : [shinkansen@city.sapporo.jp](mailto:shinkansen@city.sapporo.jp)